

各学校・関係団体の皆様

北海道総務部長

「秋の再拡大防止特別対策（改定）」について

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、日頃より、格別の御理解、御協力をいただき、感謝を申し上げます。

さて、本日開催の北海道新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添のとおり「秋の再拡大防止特別対策（改定）」が決定され、下記のとおり学校へ要請することとなりました。

つきましては、貴学校・貴団体の皆様におかれましても、このたびの決定について、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日付けで北海道教育庁から「学校における新型コロナウイルス感染症対策について（教健体第720号通知）」の通知が発出された旨、情報提供がありましたので、本通知を踏まえ、感染症対策の徹底と適切な御対応をお願いいたします。

記

1 「秋の再拡大防止特別対策（改定）」（別添のとおり）

- ・対象地域：全道域
- ・期 間：令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

※改定内容については、令和3年10月15日（金）～10月31日（日）の期間の適用とする。

【学校への要請】

- ◆衛生管理マニュアル（R3.4.28 改訂）に基づき、学校教育活動では感染防止対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動は実施を慎重に検討することや、学生寮や寄宿舎では共用スペースの活用により密状態を回避することなど感染防止対策を徹底する。
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等）は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、旅行先の受入の可否を確認した上で実施する。
- ◆部活動は、感染防止対策を徹底して実施する。なお、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守する。
- ◆大学、専門学校等では、感染対策を講じた上で適切な授業の実施による学修機会の確保を図りつつ、学外活動等に係る感染対策や注意喚起を徹底する。

2 北海道教育庁からの通知等について（別添のとおり）

学校における新型コロナウイルス感染症対策について（教健体第720号通知）

3 北海道庁広報ツイッター等について（別添「学生・生徒の皆さんへ」のとおり）

道庁の広報ツイッターや経済的支援の情報をまとめたWebページを紹介しておりますので、御活用願います。